

令和3年3月24日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

年度当初の研修での留意事項について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、別紙のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において留意事項をとりまとめました。

貴法人におかれましても、別紙を参考に新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくようお願いいたします。

年度当初の研修での留意事項について

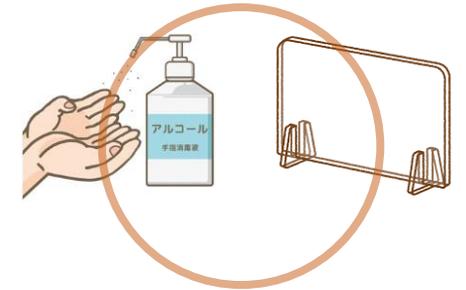
1. オンラインによる研修の検討

人の移動、人の集合による三密を避ける観点から、可能な限り、オンラインによる研修の開催を検討する。



2. 業種別ガイドラインの遵守徹底

研修や出張等については、業種別ガイドライン（オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等）の遵守徹底を図る。



3. 研修時期の見直し

感染状況等を踏まえ、研修の時期を見直す（分散開催も検討）。

4. 研修時の懇親会等の自粛

感染状況等を踏まえ、研修時に行われる懇親会等は、当面、開催の自粛を強く促す。

